

財形貯蓄をされている中小企業にお勤めの皆様へ

財形持家融資制度が使いやすくなります！
～中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置が実施されます～

平成26年4月から平成27年3月までの（※1）財形持家融資（※2）新規申込み分より、中小企業（常用労働者が300人以下）にお勤めの方は、通常金利より0.2%引下げた貸付金利（当初5年間）で融資します。

※1: 申込み状況等により、上記期間内において当該措置を終了する場合があります。

※2: 財形持家融資制度のご利用にあたっては、会社に当該制度が導入されている必要があります。この融資制度を「転貸融資」といい、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施します。

当該制度がない場合でも、勤務先からの住宅についての援助（負担軽減措置）を受けられる方は、個人で直接融資を受けることが可能な場合もあります。この融資制度を「直接融資」といい、独立行政法人住宅金融支援機構（融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）が実施します。

**通常金利(※)より
当初5年間0.2%引下げ**

※ お申込みいただいた時点で適用される貸付金利

○ 詳しくは下記へお問い合わせください

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/>

☎ 03-6731-2935

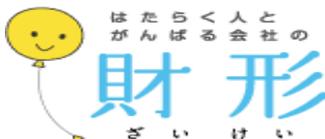
・直接融資について

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター

☎ 0120-0860-35 (048-615-0420)



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部